

～2024年問題に備える！建設業・運送業者のための～

「働き方改革関連法のポイントと影響」

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されておりますが、2023年4月より、中小企業も、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられます。また、2024年4月からは企業規模を問わず、建設業や運送業(自動車運転業務)へも時間外労働の上限規制が適用されます。そこで本セミナーでは、これまでに施行された働き方改革関連法の振り返りやこれから適用される働き方改革関連法のポイントと影響および働き方改革の進め方について分かりやすく解説します。

【主な講座内容】

- ◎全産業に既に施行されている働き方改革関連法の確認
- ◎これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響
 - ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ…中小企業は2023年4月1日より施行。(大企業は既に実施済み。)
 - ・時間外労働の上限規制…企業規模を問わず建設業や運送業〔自動車運転業務〕は2024年4月1日より施行。(一部業種・業務を除いて、その他の大・中小企業は既に実施済み。)
- ◎働き方改革の進め方



講師プロフィール

㈱LM&C 代表取締役
社会保険労務士

みやこ ともこ
宮子 智子 氏

社会保険労務士、産業カウンセラー、1級ファイナンシャルプランニング技能士、東京都事業承継促進事業専門員。中小企業向けの労務管理・職場改善のコンサルティングを行い、25年超の現場経験にて、社会保険労務士400人以上在籍する「一般社団法人採用定着支援協会」に所属。最近では、「社員30人以下の中小企業必見！！定着人材採用のコツ」を電子書籍で出版し多くの共感を得ている。また、商工団体でのセミナー講師としても活躍中。

日時 令和6年1月17日(水) 14:00～16:00

会場 浦安商工会議所 3階 大会議室

定員 40名(定員になり次第締め切ります。)

WEB申込みはこちら



会員参加費:無料
非会員:1,000円



＜申込先＞ 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはTELにてお申し込み下さい。

浦安商工会議所 中小企業相談所 経営支援課 (TEL 047-351-3000 FAX 047-350-6698)

1/17(水)開催 「働き方改革関連法のポイントと影響」 セミナー受講申込書 ※申込み締切 令和6年1月12日(金)

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。